

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成23年度)

自治体	種類	合計	典型7公害							典型7公害 以外の苦情	
			小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
愛媛県		111	69	23	42	1	0	0	0	3	42
松山市		286	276	101	57	0	70	3	0	45	10
今治市		56	49	3	5	0	14	0	0	27	7
宇和島市		20	20	9	3	0	5	0	0	3	0
八幡浜市		15	6	0	2	0	3	0	0	1	9
新居浜市		144	137	87	12	0	17	1	0	20	7
西条市		78	16	5	4	0	5	0	0	2	62
大洲市		2	1	0	0	0	0	0	0	1	1
伊予市		8	6	1	3	0	1	0	0	1	2
四国中央市		122	107	65	16	0	18	2	0	6	15
西予市		4	4	1	0	0	2	0	0	1	0
東温市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		735	622	272	102	0	135	6	0	107	113
上島町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久万高原町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松前町		66	43	27	8	1	4	0	0	3	23
砥部町		30	7	1	0	0	4	0	0	2	23
内子町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊方町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼北町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松野町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛南町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町計		96	50	28	8	1	8	0	0	5	46
合計		942	741	323	152	2	143	6	0	115	201

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源 \ 年度	21	22	23
合 計	1,100	982	942
農 業	19	14	39
林 業	5	2	2
漁 業	4	3	5
鉱 業	1	3	4
建設業	147	127	109
製造業	119	112	98
電気・ガス・熱供給業・水道業	6	8	3
情報通信業	1	-	2
運輸業	20	20	5
卸売・小売業	26	20	18
金融・保険業	1	-	-
不動産業	3	10	4
飲食店、宿泊業	29	20	31
医療、福祉	9	5	8
教育、学習支援業	2	2	4
複合サービス事業	8	6	2
サービス業(他に分類されないもの)	30	50	56
公務(他に分類されないもの)	1	5	6
分類不能の産業	29	24	20
会社・事業所以外	640	551	526
個人	436	397	322
その他	49	52	82
不明	155	102	122

発生源 \ 年度	21	22	23
合 計	1,100	982	942
焼 却 施 設	32	22	19
産 業 用 機 械 作 動	56	74	61
産 業 排 水	61	47	41
流 出 ・ 漏 洩	57	61	71
工 事 ・ 建 設 作 業	70	74	74
飲 食 店 営 業	14	8	20
カ ラ オ ケ	9	3	6
移動発生源(自動車運行)	7	17	8
移動発生源(鉄道運行)	-	1	-
移動発生源(航空機運航)	-	-	1
廃 棄 物 投 棄	103	77	66
家 庭 生 活(機器)	12	12	7
家 庭 生 活(ペット)	10	8	3
家 庭 生 活(その他)	35	41	35
焼 却(野焼き)	351	340	310
自 然 系	83	70	80
そ の 他	129	88	88
不 明	71	39	52

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm <sup>3</sup> /時以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm <sup>3</sup> /時未満の工場		
	排出ガス量10,000Nm <sup>3</sup> /時以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm <sup>3</sup> /時以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm <sup>3</sup> /時未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m <sup>3</sup> /日以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m <sup>3</sup> /日未満 の工場		排出ガス量40,000Nm <sup>3</sup> /時以上、かつ排出水量10,000m <sup>3</sup> /日以上以上の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出水量1,000m <sup>3</sup> /日以上以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m <sup>3</sup> /日以上 の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m <sup>3</sup> /日未満 の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			